

8 災 第 2 5 1 号

平成28年6月21日

一般社団法人京都府LPガス協会会長 様

京都府府民生活部災害対策課長



液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する梅雨期及び台風期  
における防災態勢の強化について（通知）

平素は、京都府の液化石油ガスの保安行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く  
お礼申し上げます。

さて、この度、平成28年6月3日付け20160526商第26号で経済産業大臣から、  
梅雨期及び台風期における風水害に起因した事故の防止に備えて、防災態勢の強化  
を図るよう通知がありました。

つきましては、貴団体の構成員に対し、本通知を踏まえた所要の対応をするよう  
お知らせ願います。

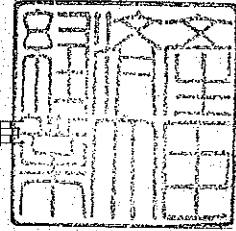
|       |  |
|-------|--|
| 担 当   | 京 都 府 府 民 生 活 部<br>災 害 対 策 課 産 業 保 安 担 当 |
| 電 話   | 075 (414) 4471                           |
| F A X | 075 (414) 4477                           |

経済産業省

20160526商第26号  
平成28年6月3日

京都府知事 殿

経済産業大臣



液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する梅雨期及び台風期における  
防災態勢の強化について

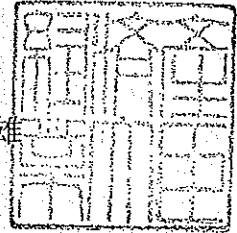
上記の件について、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して所要の対応を求める  
こととしましたので貴職へも通知します。

# 経済産業省

20160526商第26号  
平成28年6月3日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団  
理事長 後藤 庄樹 殿

経済産業大臣 林 幹雄



## 液化石油ガス販売事業者等に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省は、平成28年5月23日付け中防災第12号（別紙）をもって、中央防災会議会長（内閣総理大臣）安倍 晋三から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応をすることを要請するようお願いいたします。

### 記

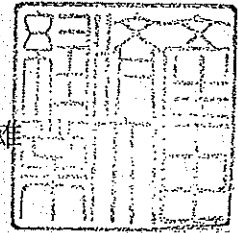
1. 豪雨などの風水害に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等のおそれのある地域にあっては、充填容器等の設置場所及び充填所等における容器等流出に十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。  
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。
3. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。

経済産業省

20160526商第26号  
平成28年6月3日

一般財団法人全国LPガス協会  
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業大臣 林 幹雄



液化石油ガス販売事業者等に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省は、平成28年5月23日付け中防災第12号（別紙）をもって、中央防災会議会長（内閣総理大臣）安倍 晋三から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応をすることを要請するようお願いいたします。

記

1. 豪雨などの風水害に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等のおそれのある地域にあっては、充填容器等の設置場所及び充填所等における容器等流出に十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。  
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。
3. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。

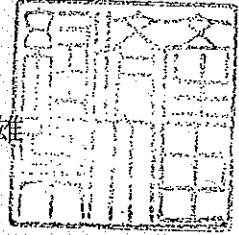
# 経済産業省

20160526商第26号

平成28年6月3日

日本液化石油ガス協議会  
会長 川本 武彦 殿

経済産業大臣 林 幹雄



## 液化石油ガス販売事業者等に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省は、平成28年5月23日付け中防災第12号（別紙）をもって、中央防災会議会長（内閣総理大臣）安倍 晋三から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応をすることを要請するようお願いいたします。

### 記

1. 豪雨などの風水害に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等のおそれのある地域にあつては、充填容器等の設置場所及び充填所等における容器等流出に十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。  
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。
3. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。